

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 福祉部 生活支援課

番号 3

許認可等の内容		就労自立給付金の支給
根拠法令及び条項		生活保護法第55条の4第1項
審 査 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合は その理由)	就労自立給付金の支給の決定は、次の基準により行う。 ・生活保護法による就労自立給付金の支給について（平成26年 4月25日社援発0425第3号）
	参考事項	生活保護手帳、生活保護手帳別冊問題集（中央法規）
	設定等年月日	平成26年7月1日設定（平成30年6月8日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	14日以内（ ただし、就労収入の状況の調査に時間を要する等特別な事由が ある場合には、30日以内）
	設定等年月日	平成26年4月25日設定（ 年 月 日最終変更）